

市第16号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第95号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同条第96号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号」に、「の建築許可申請手数料」を「に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に、「33,000円」を「27,000円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(96)の2 建築基準法第43条第2項

第2号の規定に基づく建築物の

敷地と道路との関係に関する制

限の適用除外に係る許可申請手

数料

同

33,000円

第2条第103号の2中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第104号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同条第112号の3中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同条第120号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等の建築許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(120) の 2 建築基準法第85条第 6

項の規定に基づく仮設興行場等

の建築許可申請手数料 同 160,000円

第 2 条第 125 号の 2 中「第86条の 8 第 1 項」の次に「又は第87条の 2 第 1 項」を加え、同条第 125 号の 4 中「第86条の 8 第 3 項」の次に「（同法第87条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第 125 号の 6 を第 125 号の 8 とし、第 125 号の 5 の次に次の 2 号を加える。

(125) の 6 建築基準法第87条の 3

第 5 項の規定に基づく一時的な

用途の変更に係る建築物の使用

許可申請手数料 同 120,000円

(125) の 7 建築基準法第87条の 3

第 6 項の規定に基づく一時的な

用途の変更に係る建築物の使用

許可申請手数料 同 160,000円

第 2 条第 135 号、第 137 号、第 139 号の 2、第 139 号の 4 及び第 139 号の 6 中「第87条の 2」を「第87条の 4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第 67号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第96号の改正規定、同号の次に 1 号を加える改正規定、同条第 120 号の改正規定及び同号の次に 1 号を加える改正規定は、改正法第 1 条の規定の施行の日から施行する。

## 提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第94号まで省略）

(95) 建築基準法（昭和25年法律第

201号）第7条の6第1項第1

号又は第18条第24項第1号（同

法第87条の4又は第88条第1項

若しくは第2項において準用す

る場合を含む。）の規定に基づ

く検査済証の交付を受ける前に

おける建築物等の仮使用認定申

請手数料

1件につき

120,000円

（第95号の2及び第95号の3省略）

(96) 建築基準法第43条第2項第1

第43条第1項ただ

号の規定に基づく建築物の敷

地と道路との関係に関する制限

の建築許可申

の適用除外に係る認定申請手

数

料

同

27,000円

33,000円

(96) の 2 建築基準法第43条第2項

第2号の規定に基づく建築物の

敷地と道路との関係に関する制

<u>限の適用除外に係る許可申請手</u>		
<u>数料</u>	<u>同</u>	<u>33,000円</u>
(第97号から第103号まで省略)		
(103) の2	建築基準法第53条第4	
項	<u>又は第5項</u> の規定に基づく建	
	築物の建蔽率の特例許可申請手	
	数料	同 33,000円
(104)	建築基準法 <u>第53条第6項第</u>	
	<u>第53条第5項第</u>	
	<u>3号</u> の規定に基づく建築物の建	
	<u>3号</u> 蔽率に関する制限の適用除外に	
	係る許可申請手数料	同 33,000円
(第105号から第112号の2まで省略)		
(112) の3	建築基準法 <u>第67条第3</u>	
	<u>第67条の3</u>	
	<u>項第2号</u> 、第5項第2号又	
	は第9項第2号の規定に基づく	
	特定防災街区整備地区における	
	建築物の敷地面積、壁面の位置	
	又は防災都市計画施設に係る間	
	口率及び高さの特例許可申請手	
	数料	同 160,000円
(第112号の4から第119号まで省略)		
(120)	建築基準法第85条第5項の	
	規定に基づく <u>仮設興行場等の建</u>	
	<u>仮設建築物建築許</u>	
	<u>築許可申請手数料</u>	
	可申請手数料	同 120,000円
(120) の2	建築基準法第85条第6	

項の規定に基づく仮設興行場等

の建築許可申請手数料 同 160,000円

(第121号から第125号まで省略)

(125) の2 建築基準法第86条の8

第1項 又は第87条の2第1項の

規定に基づく2以上の工事の全

体計画の認定申請手数料(全体

計画に係るそれぞれの工事に同

法第6条の3第1項の特定構造

計算基準又は特定増改築構造計

算基準に適合するかどうかの審

査(以下「構造適合審査」とい

う。)を必要とする工事(次号

から第125号の5までにおいて

「対象工事」という。)が含ま

れないものに限る。) 同

120,000円

(第125号の3省略)

(125) の4 建築基準法第86条の8

第3項 (同法第87条の2第2項

において準用する場合を含む。

)の規定に基づく2以上の工事

の全体計画の変更認定申請手数

料(全体計画に係るそれぞれの

工事に対象工事が含まれないも

のに限る。)

1件につき

120,000円

(第 125 号の 5 省略)

(125) の 6 建築基準法第 87 条の 3

第 5 項の規定に基づく一時的な  
用途の変更に係る建築物の使用

許可申請手数料

同

120,000 円

(125) の 7 建築基準法第 87 条の 3

第 6 項の規定に基づく一時的な  
用途の変更に係る建築物の使用

許可申請手数料

同

160,000 円

(125) の 8 (本文省略)  
(125) の 6

(第 126 号から第 134 号の 2 まで省略)

(135) 建築基準法 第 87 条の 4 並びに  
第 87 条の 2

に第 88 条第 1 項及び第 2 項の規  
定により準用する同法第 6 条第  
1 項の規定に基づく建築設備及  
び工作物の確認申請手数料

(アからエまで、第 136 号及び第 136 号の 2 省略)

(137) 建築基準法 第 87 条の 4 の規  
第 87 条の 2

定により準用する同法第 7 条第  
1 項の規定に基づく建築設備の  
完了検査申請手数料

1 件につき

21,000 円

(小荷物専用  
昇降機につい  
ては、13,000  
円)

(第 138 号及び第 139 号省略)

(139) の 2 建築基準法第 7 条の 6

第 1 項第 2 号又は第 18 条第 24 項

第 2 号 (同法 第 87 条の 4  
第 87 条の 2又は第

88 条第 1 項若しくは第 2 項にお

いて準用する場合を含む。) の

規定に基づく検査済証の交付を

受ける前における建築物等の仮

使用認定申請手数料

同

120,000 円

(第 139 号の 2 の 2 及び第 139 号の 3 省略)

(139) の 4 建築基準法 第 87 条の 4  
第 87 条の 2

並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項

の規定により準用する同法第 18

条第 2 項の規定に基づく建築設

備及び工作物の計画通知手数料

第 135 号に掲げる手数料の

区分に従い、それぞれ当該

手数料の額と同一の額

(第 139 号の 5 及び第 139 号の 5 の 2 省略)

(139) の 6 建築基準法 第 87 条の 4  
第 87 条の 2

の規定により準用する同法第 18

条第 16 項の規定に基づく建築設

備の完了通知手数料

1 件につき

21,000 円

(小荷物専用

昇降機につい

ては、13,000



円)

(第 139 号の 7 から第 184 号まで省略)

